これに対応する組織をつく できるのかを検討したい。 員会あるいは学校のほうで、 起こった場合として、教育委 その中でどういうことが

きたい。 ことはできないか。市長に聞 応から、 香村等と連携して広域化する できるので、 の教育委員会を別の市に委託 学校教育法によると、市 例えば桜井市や明日 事務負担への対

もないのではないかと思う。 ていけるのではないかと思 出来るし、 での経験については、協力も ただ、それぞれの教育委員会 行われるものであり、広域化 ており、 いう同じテーブルの上に乗っ 答<br />
もともと<br />
県教育委員会と 人事異動も県の中で いろんな連携もし

## 泰文

対学 す童 るの 市公 の設 対化 応に

ったのか。

や市職員立会いのもと、平成 間 平成23年度に、自治会長

> された。しかし、 を公設化するとの約束が交わ った。この経緯を説明してほ に入っていないとのことであ て確認すると、今年度は予定 25年度には香久山地区の学童 今年に入っ

契約が当面継続される見込み 能との意向を確認しており、 接した好立地の場所でもある 児童数に対する利用面積も十 状況によって施設等の整備と 実情に合わせて検討したい。 施設の状況等を含め、 稚園の余裕教室の状況や近隣 なる場合などは、小学校や幼 の事情で施設を使用できなく 利用してほしい。今後何らか であることから、 からも今後も引き続き利用可 ること、また施設の持ち主側 使用料も市が全額負担してい 分であることや、小学校に隣 民間施設を借用しているが かもしれないが、学童施設は いうことで職員が発言したの 答 当時のことについ 問 当時の職員の発言は何だ 現状のまま 地域の ては、

の当時の現状を説明し、幼保 て確認したが、市としてはそ 当時の打ち合わせについ 体化や幼稚園の統廃合の計

> はないのか。 きないのならば説明が必要で 実施されると思っている。 うことを伝えている。 地元自治会も今年度には で

明するとのことを聞いている。 そこで自治会長から地元に説 長も同席し、現状説明をした。 問い合わせがあり、当時の課 答 今年3月に自治会からの



## 香久山、 の 都 市 唯 計 画道路 道

とができない。都市計画道路 ないため家1軒すら建てるこ そこへの道が一本も通ってい 地域が出合町北東にあるが、 の整備はできないのか。 香久山地区唯一の市街化 質問の趣旨からすれば、

る限りは、

また、

ある1カ所

画を見極める必要があるとい それは生活道路の整備という

るので、そういうことも検討 でいる「まち」ができ上がっ うが、将来的には地元の望ん と思う。時間はかかるかと思 地権者ともども考えていただ 地利用・地区整備も併せて、 力、尽力を願うしか仕方がな はり地元関係者、地権者の協 の要望と同様に、現場を精査 については、市内各地区から してほしい。生活道路の改善 地区計画制度というものもあ ていくと思う。そのためには、 くことが一番大事ではないか 土地利用の誘導を地元関係者 いわゆる公共施設整備、また い。道路整備のみならず、土 形で受け止められるため、や しながら取り組んでいく。

度が、 4mでできないか。 では厳しいため、せめて幅員 唯一の市街化地域を開発する 風致地区、世界遺産のバッフ めの市道整備等を、 必要があると思うが、そのた アゾーン等にかかっており、 間 香久山地区の4分の3程 調整区域や農政区域、 幅員6m

に対向できるような幅員を求 **答**新たに市道として整備す 最低限、車が相互

なく、 ければならない。 のことも含めて考えていかな だけの道路整備というの 国道や堤防沿いの市道 では

## 仮 称 香 久山 特 区

ないか。 アとして指定することはでき て、 ある地区を開発可能 市街化調整区域内にお エリ

において、条例の活用は厳 成16年に制定されたが、世界 可の基準に関する条例」が平 等の立地を認めるための条例 いかと思う。 遺産登録を目指している状況 区域における開発基準として 一定の既存集落において住宅 答 奈良県では、市街化調整 都市計画法に基づく開発許

## 生 徒 指 導 室 の 役 目

る情報交換や会議をしたり、 べき大切な部屋だと思うが、 どのように考えているか。 は、生徒と先生の接点である 答 先生方が生徒指導に関す 火事件について、生徒指導室 間 市内中学校においての失